

野田市公告第 2 4 0 号

市有財産（土地）を一般競争入札により売払いを行うので、下記のとおり公告する。

令和 7 年 1 0 月 2 2 日

野田市長 鈴 木 有

記

1 入札に付する売払物件（土地）

物件 番号	所在地	登記地目	実測面積 (㎡)	用途地域	最低処分価格 (円)
7-1	野田市なみき 二丁目 3 番 2	雑種地	278. 40	近隣商業地域	5, 777, 100
7-2	野田市なみき 四丁目 14 番 10	宅地	234. 40	第一種低層住居専 用地域	4, 974, 000
7-3	野田市なみき 四丁目 17 番 16	宅地	205. 45	第一種低層住居専 用地域	4, 497, 100
7-4	野田市堤台字松 山 484 番 1、485 番 5、487 番 1	宅地	668. 53	市街化調整区域	13, 877, 100
7-5	野田市谷吉 124 番 2、127 番 4	雑種地	57. 70	市街化調整区域	667, 100

2 入札物件に付する売買条件

- (1) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に規定する暴力主義的破壊活動を行った団体及びその役職員又は構成員にその活動のために利用してはならず、かつこれらに転売し、貸付けし、使用させてはならないものとする。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその他の構成員にその活動のために利用してはならず、かつこれらに転売し、貸付けし、使用させてはならないものとする。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体及びその代表者、主宰者又はその他の構成員の事務所の用に供してはならず、かつこれらの業の用に転売し、貸付けし、使用させてはならないものとする。

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならず、かつこれらに転売し、貸付けし、使用させてはならないものとする。
- (5) 環境に著しく負荷を課す恐れのある業の用に供してはならず、かつこれらの業の用に転売し、貸付けし、使用させてはならないものとする。
- (6) 上記 (1) から (5) の条件に違反した場合は、違約金として売買代金の 3 割の額を支払うものとする。

3 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に該当する者
- (2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当する者で、当該事実があった日から 3 年を経過しないもの
- (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項の規定に該当する者
- (4) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に規定する暴力主義的破壊活動を行った団体及びその役職員又は構成員
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその他の構成員
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体及びその代表者、主宰者又はその他の構成員
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、本入札物件の所有権の取得又は借受け等使用収益権に関して、(4)、(5)、(6) に掲げるものから委託を受けた者

4 入札参加受付

- (1) 受付期間 令和 7 年 11 月 21 日（金）午前 8 時 30 分から令和 7 年 12 月 5 日（金）午後 5 時 15 分までに必着（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 受付場所 野田市役所高層棟 3 階 総務部管財課管財係 電話 04-7199-4958
- (3) 申込方法 上記受付場所に郵送するか又は直接書類を持参により提出すること。
 - (ア) 持参の場合 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

- (イ) 郵送の場合 一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で送付する。申込受付期間を過ぎたものは失格とする（当日の消印は有効ではありません。）。

5 入札保証金納付

- (1) 納付期間 令和7年12月9日（火） から令和7年12月23日（火） まで
(2) 入札保証金 各自の見積もる入札金額の 100 分の 5 以上（1 円未満切り上げ）を納付する。

6 入札の手続等

- (1) 入札方法
郵便入札により行う。
(2) 入札書提出方法
一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で入札書を郵送する。持参も可とする。
(3) 入札書提出先
〒278-8550 千葉県野田市鶴奉 7 番地の 1 野田市総務部管財課管財係へ送付する。
(4) 入札書提出期間
令和8年1月5日（月） 午前 8 時 30 分から令和8年1月19日（月） 午後 5 時 15 分までに必着（土曜日、日曜日及び祝日を除く。当日の消印有効ではありません。）
持参の場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
期限までに到達しない場合は失格とする。

7 開札の日時及び場所

- (1) 開札日時 令和8年1月20日（火） 午前 10 時 00 分
(2) 開札場所 野田市役所 高層棟 5 階 O A 研修室

8 市有財産譲渡申請書の提出

落札者は、令和8年2月3日（火） までに申請書を提出する。

9 契約日

令和8年2月17日（火） までに締結する。

10 契約保証金納付

- (1) 落札者は、野田市が発行する納入通知書により売買契約締結時に契約保証金を納付すること。売買代金の 100 分の 10 以上（1 円未満切上げ）を納付す

るが、すでに納付されている入札保証金を契約保証金に充当するため、契約保証金と入札保証金の差額を納付する。

- (2) 契約保証金は、売買契約締結日から 30 日以内に差額の売買代金の支払いが行われなかった場合、本市に帰属する。

11 売買代金の支払い

売買契約締結日から 30 日以内に売買代金から契約保証金を差し引いた額を納付すること。

12 無効な入札

- (1) 入札者の押印のない入札書による入札
- (2) 金額の訂正した入札書による入札
- (3) 金額以外の記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- (4) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (5) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (6) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
- (7) 入札保証金を納付しない者又は、その金額が不足した者のした入札
- (8) 2 通以上の入札書を提出した者がした入札
- (9) 明らかに連合によると認められる入札
- (10) 入札について不正行為があった入札
- (11) 入札価格が最低処分価格に達していない入札
- (12) 市有地一般競争入札参加申込書に押印した印鑑と異なる印鑑を押印した入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

13 その他

本公告のほか、市有地売払い一般競争入札募集要領（郵便型入札）を熟読し、入札に参加すること。